

○令和元年度の障害福祉計画 WG 報告

令和元年 10 月 31 日

第 1 回会議を岡山市役所保健福祉会館で開催。

平成 30 年度の障害福祉サービス等の実績を確認。各サービスについての現状や動向について意見交換を行った。

○令和 2 年度の障害福祉計画 WG 予定

令和 2 年度は、第 5 期岡山市障害者福祉計画・第 1 期岡山市障害児福祉計画の最終年度となっており、次期計画である第 6 期岡山市障害者福祉計画・第 2 期岡山市障害児福祉計画を策定する。策定にあたって、WG でも毎月 1 回会議を開催し、計画策定に向けて協議していく。以下は、計画に関する概要。

岡山市障害者プラン及び第 6 期岡山市障害福祉計画・第 2 期岡山市障害児福祉計画の策定について

障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく下記計画を一体的に策定する。

1 岡山市障害者プラン（根拠法令：障害者基本法第 11 条）

国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ策定する障害者のための施策に関する基本的な計画。

岡山市では「障害者プラン」の名称で策定しており、現行の岡山市障害者プランは、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 か年計画として策定しているが、計画期間の満了に伴い、さらなる施策の推進を図るために、「障害福祉計画・障害児福祉計画」と一体的に策定する。

計画期間については、令和 3 年度から 8 年度を計画期間とする。

2 第 6 期岡山市障害福祉計画（根拠法令：障害者総合支援法第 88 条）

国が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関して策定する計画。

施設入所者の地域生活への移行等、成果目標を定めるほか、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量等を定める。

第 6 期は、令和 3 年度から 5 年度を計画期間とする。

3 第2期岡山市障害児福祉計画（根拠法令：児童福祉法第33条の20）

国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他事業の円滑な実施に関して策定する計画。

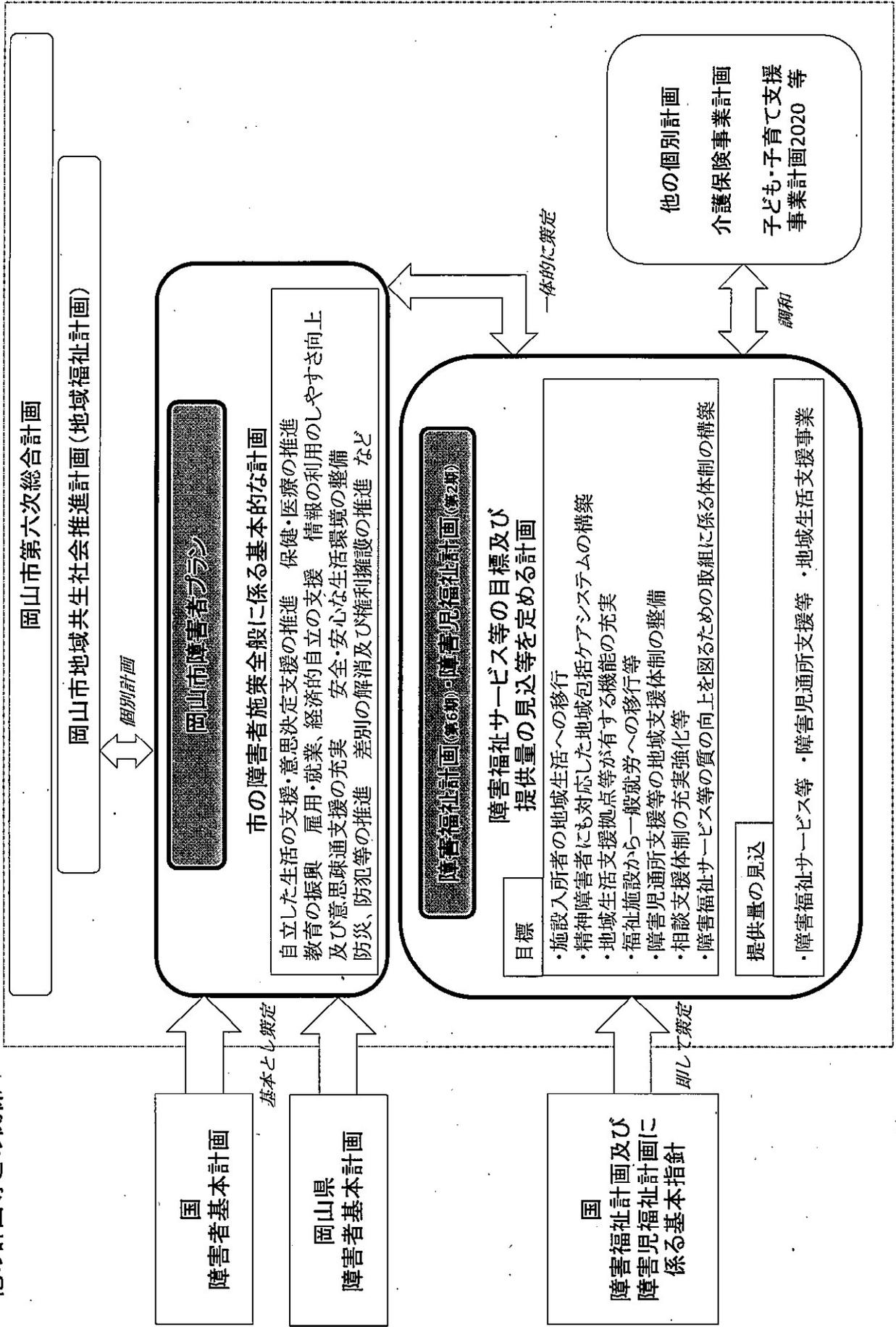
障害児支援の提供体制について成果目標を定めるほか、障害児通所支援及び相談支援の見込量を定める。

第2期は、令和3年度から5年度を計画期間とする。

障害福祉計画・障害者プランの策定経過

障害者計画		岡山県		岡山市	
国		岡山県		岡山市	
平成21年度	障害者基本計画 (第2次) (平成15～24年度)	岡山県障害者 長期計画 (平成11～22年度)	障害者プラン (平成20～24年度)	第2期計画 (平成21～23年度)	21年度
平成22年度	障害者基本計画 (第3次) (平成25～29年度)	第2期 岡山県障害者計画 (平成23～27年度)	(2年間延長)	第3期計画 (平成24～26年度)	22年度
平成23年度					23年度
平成24年度	障害者基本計画 (第4次) (平成30～令和4年 度)	岡山県障害者計画 (次期)	障害者プラン (平成27～令和2年度) (中間見直し)	第4期計画 (平成27～29年度)	24年度
平成25年度					25年度
平成26年度	障害者基本計画 (次期)	岡山県障害者計画 (次期)	障害者プラン (令和3～8年度) (中間見直し)	第5期計画 ・第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)	26年度
平成27年度					27年度
平成28年度	障害者基本計画 (次期)	岡山県障害者計画 (次期)	障害者プラン (令和3～8年度) (中間見直し)	第6期計画 ・第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)	28年度
平成29年度					29年度
平成30年度	障害者基本計画 (次期)	岡山県障害者計画 (次期)	障害者プラン (令和3～8年度) (中間見直し)	第6期計画 ・第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)	30年度
令和元年度					元年度
令和2年度					2年度
令和3年度					3年度
令和4年度					4年度
令和5年度					5年度
令和6年度					6年度
令和7年度					7年度

他の計画等との関係



岡山市障害者プラン及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定体制

